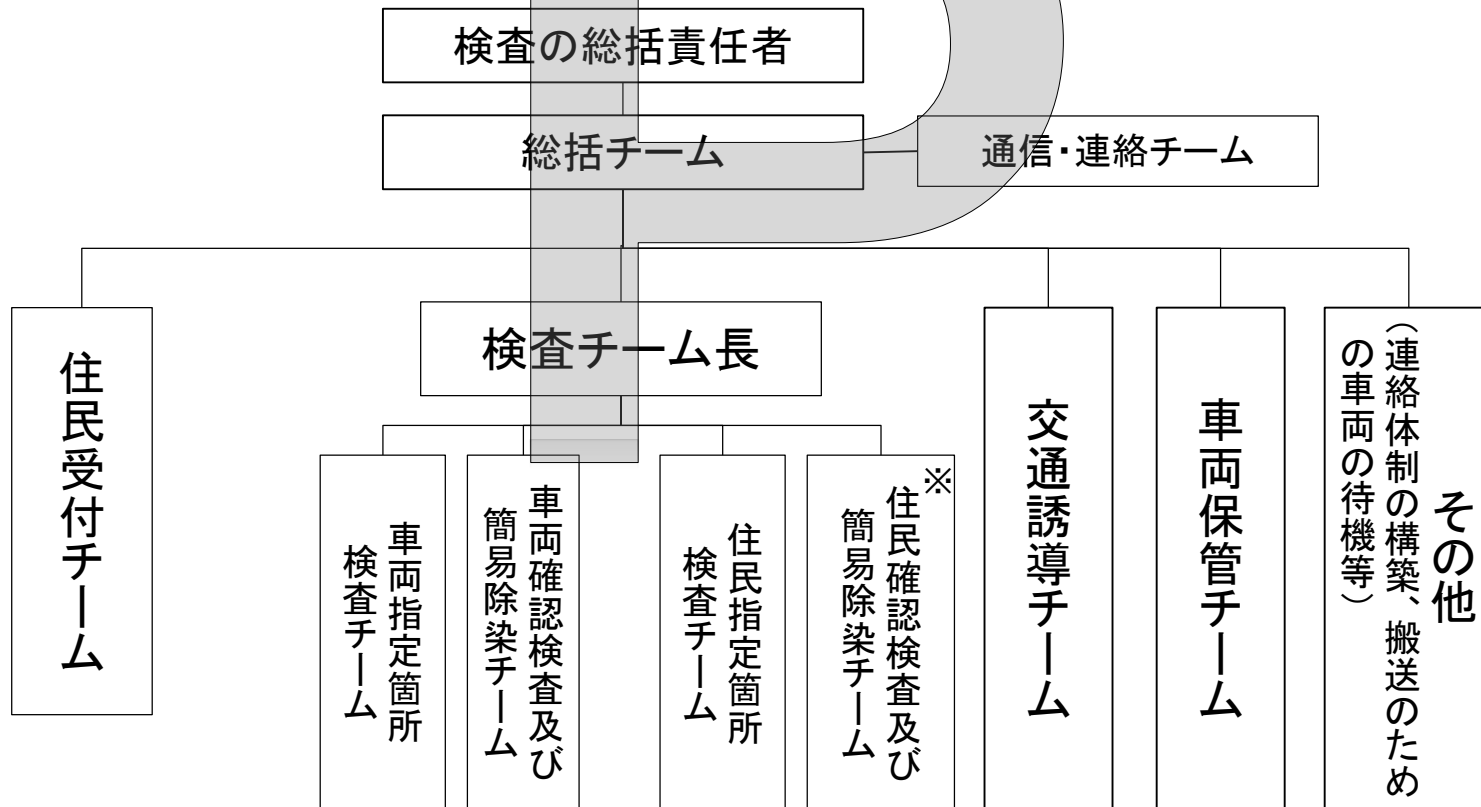


避難退域時検査場所の運営体制

- 福井県、京都府、滋賀県及び原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査場所において住民等の検査及び検査結果に応じて簡易除染を実施。
- 関西電力は、他の原子力事業者の支援を受け、備蓄資機材を活用し、800人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
※平成28年8月原子力防災訓練において、発災原子力事業者(関西電力)だけでなく、他事業者(西日本5社相互協力協定)との連携確認として、北陸、中国、四国、九州電力から避難退域時検査場所(あやべ球場)に要員を派遣。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



高浜オフサイトセンター
(高浜町)



(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



支援車

現場指揮、(1台)
資機材・人員搬送



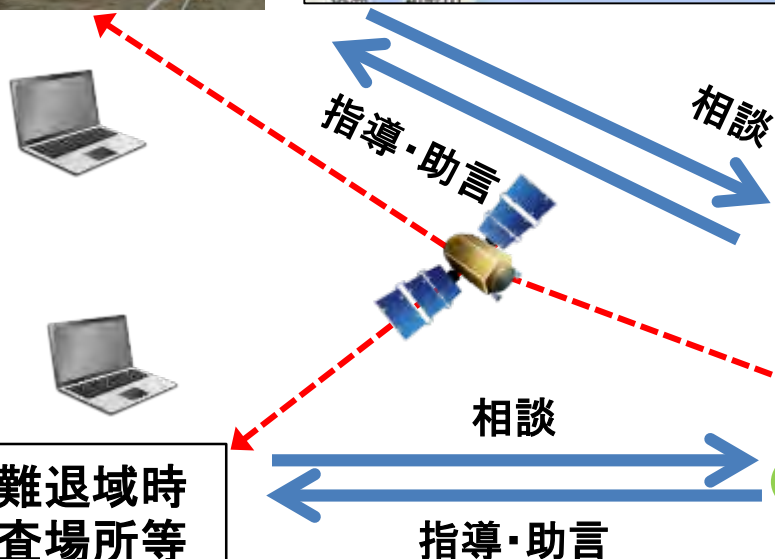
検査測定車(1台)

ミラボ付き、線量評価測定



大型救急車

患者搬送(1台)



避難退域時
検査場所等

国立研究開発法人
量子科学技術研究開発機構

2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時におけるOFC(大熊町)での活動



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



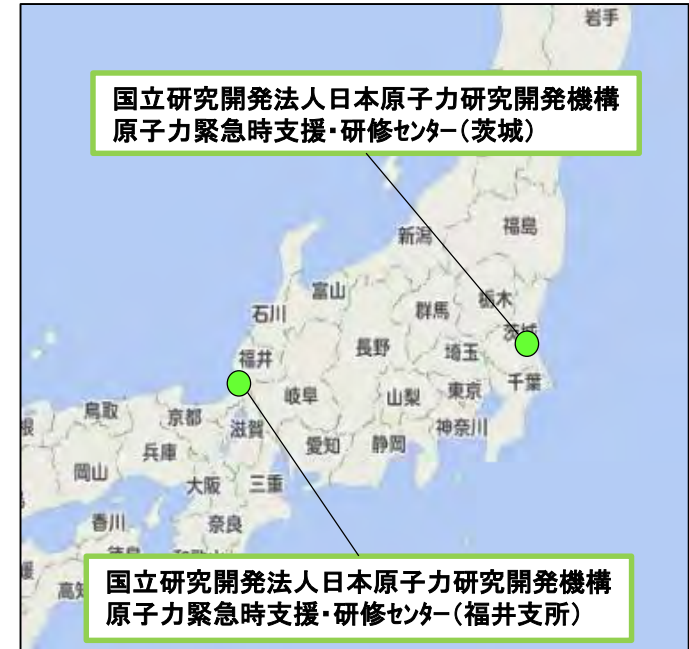
移動式体表面測定車(2台)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター（茨城）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター（福井支所）

(C)2015Z ENRIN(Z06E-第175号)

平成23年東日本大震災時における
国立研究開発法人日本原子力研究開
発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



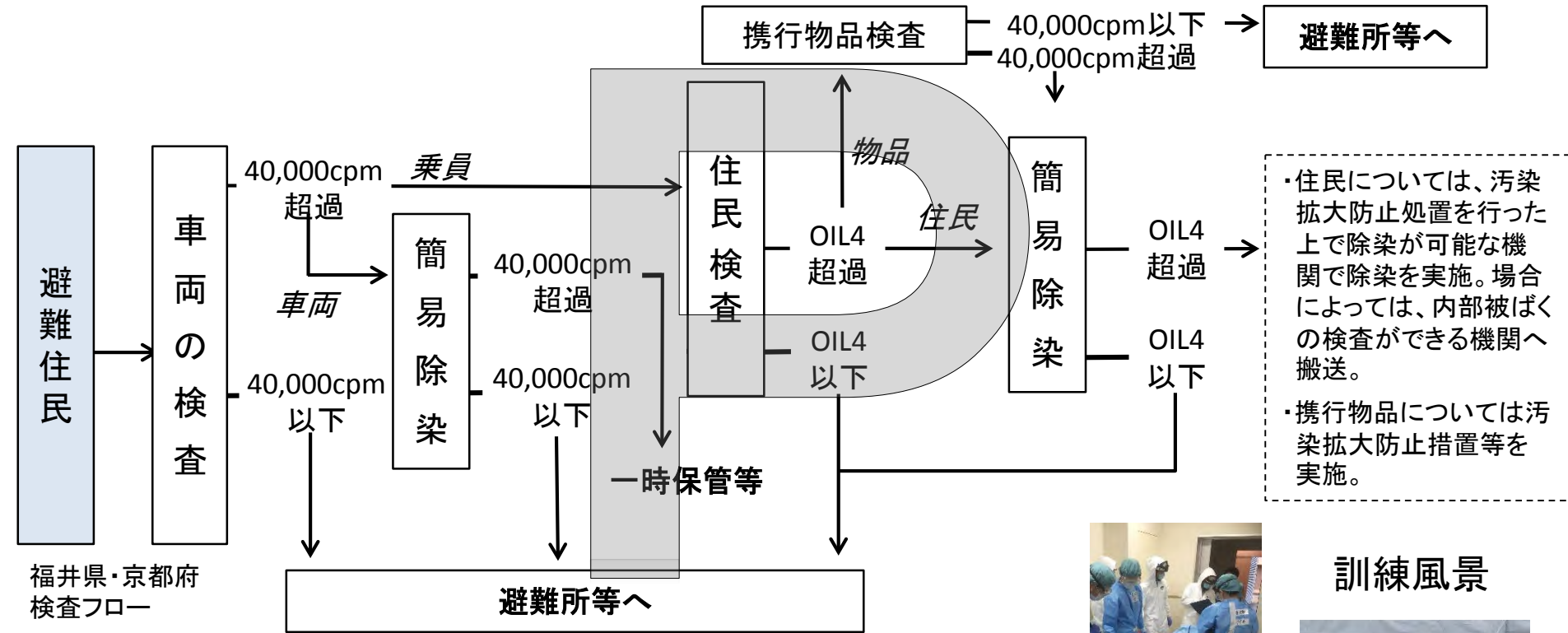
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動フロー

- ▶ 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- ▶ 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



福井県・京都府
検査フロー



訓練風景



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
 ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。
 ※ 車両および住民検査の結果、基準(OIL4:40,000cpm)以下の場合は、住民に対し通過証等を発行する。

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



(凡例)
 ● : 原子力災害拠点病院
 ● : 原子力災害医療協力機関 (医療機関のみ)

国立研究開発法人
量子科学技術研究開発機構
 国立広島大学

高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定
 【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。

原子力災害拠点病院 ※県が指定
 【3医療機関(福井県立病院、福井大学医学部附属病院、福井赤十字病院)】
 原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

原子力災害医療協力機関 ※県に登録
 【12医療機関・3団体】
 被ばく傷病者等の初期診療等を行う。また、原子力災害医療や立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布や避難退域時検査等を支援する。

京都府における原子力災害時における医療体制

▶ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。

支援

原子力災害拠点病院 ※府が指定
【3医療機関(国立病院機構京都医療センター、京都大学医学部付属病院、京都府立医科大学附属病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

原子力災害医療協力機関 ※府に登録
【国立病院機構舞鶴医療センター、国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院、舞鶴赤十字病院他12医療機関・14団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

10. 国の実動組織の支援体制